

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

第1節 一般廃棄物の目標値（令和7年度）

- 県や市町村、事業者の排出抑制や資源化の取組みが今後も推進されるものとして、また、国の第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「基本計画」という。）と本県の実情を踏まえて目標の設定を行いました（表5-1-1）。
- 「ごみ総排出量」について、基本計画では、一般廃棄物の排出量を令和7年度に約3,800万トンとする目標（平成30年度比約11%削減）が設定されています。
- ごみ総排出量の削減を図るためには、県民一人一人の取組みが重要であり、新たに「ごみ1人1日当たりの排出量」の目標を設定することとします。
- 本県における実績値（推移）が既に全国上位であることから、全国最高水準での目標設定を行います。
この目標を達成するには、県は、平成30年度の実績に対し令和7年度において約5%（1人1日当たり856グラム→811グラム）削減し、総量としては506千トンとすることを目標とします。
- 「再生利用率」については、基本計画と同様、令和7年度において28%を目標とします。
- 「最終処分量」について、基本計画では、令和7年度に約320万トンとする目標（平成30年度比約17%削減）が設定されています。県は、基本計画と同様、平成30年度の実績に対し約17%削減した48千トンを目指します。

表5-1-1 熊本県の一般廃棄物の目標値（熊本県）

		平成30年度 （実績値）	令和7年度 （推計値）	令和7年度 （目標値）	平成30年度 比較
ごみ総排出量		556千トン	534千トン	506千トン	△約9%
1人1日 当たり 排出量	全体	856グラム	856グラム	811グラム	△約5%
	うち生活系	588グラム	588グラム	557グラム	△31g
	うち事業系	268グラム	268グラム	254グラム	△14g
再生利用率		19.7%	20.3%	28%	+約8%
最終処分量		58千トン	56千トン	48千トン	△約17%

【参考：国の基本計画に設定された数値目標】

- 都道府県の廃棄物処理計画改定時の参考として示された国の数値目標等（R2.3.16付け環境省通知）

目標項目	平成30年度 実績	令和7年度 目標	平成30年度比
排出量	4,272万トン	約3,800万トン	△11%
再生利用率の割合	19.9%	一般廃棄物の出口側の循環利用率 約28%	+8%
最終処分量	384万トン	約320万トン	△17%

第2節 産業廃棄物の目標値（令和7年度）

- 排出事業者等の主体的な取組みが今後も引き続き推進されるものとして、また、国の基本計画を踏まえて目標値を設定しました（表5-2-1、表5-2-2）。
- なお、今回の計画においても前計画に引き続き、①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじんを控除した産業廃棄物の目標値も併せて設定します。
- 「排出量」について、基本計画では、産業廃棄物の排出量を令和7年度に約3億9千万トンとする目標（平成30年度比約4%上昇）が設定されています。
 県は、基本計画を踏まえ、令和7年度の推計値と同じ7,660千トン为目标とします。
- 「再生利用率」について、基本計画では、令和7年度に約38%とする目標（平成30年度比約2.4%上昇）が設定されています。
 県は、基本計画と同様、平成30年度の実績に対し令和7年度において約2.4%上昇の55.4%を目標とします。
- 「最終処分量」について、基本計画では、令和7年度に1,000万トンとする目標（平成30年度比約7%上昇）が設定されています。
 県は、基本計画と同様、平成30年度の実績に対し令和7年において約7%上昇の167千トン为目标とします。

表5-2-1 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含む場合）

	平成30年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和7年度 (目標値)
排出量	7,430千トン	7,660千トン	7,660千トン
再生利用率	53%	54%	55.4%
最終処分量	156千トン	172千トン	167千トン

- 動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含まない場合の目標値は、表 5-2-2 のとおりです。

表 5-2-2 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含まない場合）

	平成 30 年度 (実績値)	令和 7 年度 (推計値)	令和 7 年度 (目標値)
排出量	4,081 千トン	4,378 千トン	4,378 千トン
再生利用率	48%	50%	52.2%
最終処分量	156 千トン	172 千トン	167 千トン

【目標値設定の考え方】

- 国の通知（R2.3.16 付け）において示された、都道府県が廃棄物処理計画を改定する際に参考となる数値目標は以下のとおり。

基本方針における 目標項目	平成 30 年度 実績	令和 7 年度 参考となる数値目標	平成 30 年度比
排出量	3 億 7,577 万トン	約 3 億 9 千万トン	+4%
再生利用量の割合	産業廃棄物の出口 側の循環利用率 約 35.6%	産業廃棄物の出口側の 循環利用率約 38%	+2.4%
最終処分量	931 万トン	約 1,000 万トン	+7%

- ただし、前計画の考え方を引継ぎ、動物のふん尿及び火力発電所のばいじんは、発生抑制が困難又は廃棄物分野からの施策が講じにくいいため、令和 7 年度における当該 2 種類は、将来推計の値で推移すると設定したうえで、動物のふん尿及び火力発電所のばいじん以外の産業廃棄物で全体目標が達成できるように目標値を設定する。

第3節 関係者の役割

- 本計画の推進に当たっては、県はもとより、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体の参画と協働が必要となります。関係者の役割分担については、表 5-3-1 のとおりです。

表 5-3-1 関係者の役割分担

関係者	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況の把握 ・ 循環型社会の形成に向けた取組みの推進及び関係者への助言、提案、調整、啓発等 ・ 産業廃棄物の適正処理のための事業者に対する指導監督等 ・ 法制度等についての国への働きかけ
市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の排出状況の把握 ・ 一般廃棄物の適正処理 ・ 一般廃棄物の減量化、リサイクルの推進（分別収集の推進、住民の自主的取組みの促進等）
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践（繰り返し使用できる商品などを選択し購入、商品故障時の修理による長期間使用、食べ残しの削減、廃棄物の分別排出による市町村等への協力等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者責任の原則に基づく廃棄物の適正処理 ・ 拡大生産者責任の原則を意識した商品等の製造（消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用が容易な商品製造等） ・ 商品等の修繕体制の整備 ・ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

※市町村等と連携し、県民・事業者に対して、具体的に行うべき行動について啓発を行います。

第4節 取組みの方向性

(1) 施策の体系図

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

- 1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進
- 2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進
- 3 事業者等による資源循環の推進

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進
- 2 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進
- 3 各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

目的3 廃棄物の適正処理の推進

- 1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理
- 2 一般廃棄物の適正処理
- 3 産業廃棄物の適正処理
- 4 不法投棄の未然防止対策の強化及び原状回復

(2) 施策の概要

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進

- レジ袋有料化を契機としたプラスチックごみの削減、食品廃棄物の減量化など、広く県民、事業者、行政などと連携し、家庭、地域社会、学校、職場などのあらゆる場における3Rの推進を図るため、市町村等への助言や啓発等を行います。
- 特に、海洋プラスチックごみ削減に向け、普及啓発を通して幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出抑制」「リサイクル」を推進します。

※：3R

リデュース(reduce、廃棄物の排出抑制)、リユース(reuse、再使用)、リサイクル(recycle、再生利用)の3つの頭文字をとったもの。排出抑制は、廃棄物の排出自体を抑制することで、再使用、再生利用に優先される。再使用は、いったん使用された製品や部品、容器等を再度使用すること。再生利用は、廃棄物を原材料として再利用すること。

- 市町村や一部事務組合と協議を行い、市町村が策定する一般廃棄物処理計画について、地域の実情を反映した計画となるよう技術的支援等を行います。
- 排出事業者への計画的な立入検査等監視指導の充実を図ります。
- 産業廃棄物税の目的や税を活用した取組みについて、研修会を通して周知を図ります。
- 循環型社会の形成に向けた取組みを進めるうえで課題となる点について、県民、事業者、市町村等の要望等を踏まえながら、国へ制度の整備や見直しについて働きかけます。

2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進

- 小・中・高校の各段階で環境教育・環境学習を更に進め、年少期からごみ問題を含む環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。
- 公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」において、循環型社会の形成のための環境教育・環境学習に熊本県環境センター等と連携して取り組みます。
- 消費者団体や業界団体等とも連携を図りつつ、家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・環境学習を推進します。

3 事業者等による資源循環の推進

- 事業者や大学等における廃棄物の有効利用や再資源化等に関する研究・技術開発及び施設整備を推進します。

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握するとともに、県民、事業者に対し、廃棄物の排出抑制等に関する取組みを推進します。
- 市町村に対し、1人1日当たりのごみ排出量の状況及び生活系・事業系の内訳を情報提供するとともに、特に排出量の多い市町村に対し廃棄物の排出抑制に向けた取組みを促します。
- 廃棄物の再使用・再生利用を推進するため、廃棄物の分別収集及びリサイクル用途の周知啓発を行うなど、住民の分別意識の向上につながる取組みを市町村に促します。
- 食べ切り、使い切りなどにより家庭での食品ロスを減らし、生活系ごみの大きな割合を占める食品廃棄物の削減を図ります。

- 市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」について、技術的援助等を行います。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」及び「長寿命化計画」の策定を支援し、エネルギー回収効率を高めたごみ焼却施設の整備を推進します。

2 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 事業所での廃棄物の減量化・リサイクル等を促進するため情報収集を行うとともに、事業者に対し、産業廃棄物税を活用した排出抑制・再生利用に関して積極的に情報を提供します。
- リサイクル製品の認証、リサイクルに係る研究・技術開発及び施設整備を支援します。
- 廃食用油から高純度BDF（Bio Diesel Fuel：バイオディーゼル燃料）を製造するなどバイオマスの種類・性質及び地域の実情に応じた活用や、食品廃棄物の排出抑制・利活用を推進します。

3 各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

- 循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法に基づく取組みが進むよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。

目的3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- 一般廃棄物の焼却や資源化など、適正な処理を推進するため、市町村に対して施設の適正な管理等に係る助言・指導を行います。
- 市町村によるごみ焼却施設の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、発電や熱利用等、環境に配慮した施設整備を推進します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「長寿命化計画」の策定や、既存施設の有効利用を支援します。

2 一般廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物が円滑かつ適正に処理されるよう、国の制度改正等を踏まえ、市町村に対して技術的支援や指導を行います。
- 海洋プラスチックごみ削減のため、関係機関等と連携した陸域・海域にお

ける排出抑制・回収の取組みを進めるとともに、県民及び商工・農業・漁業団体向けの啓発を実施します。

- 「熊本県地域防災計画」との整合を取りつつ、平時から市町村や関係団体との連携、県・市町村職員や事業者を対象とした研修等を通じた人材育成等、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理ができる体制を整えます。
- 市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを支援します。
- コロナウイルス感染症を踏まえ、マスクや紙おむつなどは、小さな袋に入れて所定のごみ袋に入れる等、感染防止に配慮した捨て方を周知します。また、テイクアウト需要の拡大や家庭での食事機会の増加を踏まえ、食べきり等による食品廃棄物の削減と容器等の分別の徹底を推進します。
- リチウムイオン電池混入による発火や火災を防ぐため、市町村による住民への危険性の周知や、ごみ出しの際の分別徹底に向けた取組みを支援します。
- 使用済紙おむつについては、市町村や事業者に対し、その適切な取り扱い方法や再生利用等導入に関する情報を提供する等、必要な支援を行います。
- 環境中に水銀が飛散・流出しないよう分別収集・運搬について水銀含有廃棄物の適正な処理を推進します。

3 産業廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対し、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に従った適正処理を指導するとともに、電子マニフェストの普及を推進します。
- 処理業者による適正処理を推進するため、立入検査を行い、指導を徹底します。
- 廃棄物処理は、県民生活・経済の安定確保に不可欠な業務であり、コロナ禍の状況においても、事業を継続することができるよう感染防止策の徹底と感染者が出た場合の業務継続体制の確保を指導します（一般廃棄物も同様）。
- 県内で発生するプラスチックごみを100%リサイクルできる体制整備を目指し、リサイクル施設の整備やリサイクル製品の研究・開発の支援等に取り組むとともに、優良な処理業者の育成を推進します。
- 最終処分については、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」等の既存施設の活用による長期的、安定的な処理体制の維持に努めます。
- 産業廃棄物税を活用し、管理型最終処分場の施設整備の促進や既存最終処分場の理解促進に係る周辺環境調査等を支援します。また、排出事業者及び処理業者等が行う適正処理の研究・技術開発を支援します。
- 今後、大量排出が予想される太陽光発電設備からの太陽光パネルを含む廃棄物については、国の動向を注視しつつ、適正なリサイクル及び処分を指導します。

- PCB廃棄物の期限内処理を目指して、保管事業者に対する早期処理の働きかけなどを行います。
- 水銀廃棄物について法令等で定められた収集運搬基準、施設及び処分基準等の遵守について指導します。

4 不法投棄の未然防止対策の強化及び原状回復

- 不法投棄防止対策の強化のため、関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、原状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

第5節 海洋プラスチックごみに対する取組み

(1) 県民一体となった取組み

- 海洋プラスチックごみの多くは河川等を通じ陸域から海域へと流れ出しており、一般廃棄物、産業廃棄物の区分なく、住民、企業・団体等が一体となり「回収」「排出抑制」「リサイクル」に取り組めます。

(2) 回収

- 川・海への流出を防ぐため、自治会や企業・団体等による出水期前の一斉清掃を推進し、陸域での効率的な回収を図ります。
- 従来から実施していた県や市町村による漂着・漂流ごみの回収に加え、漁業者等の協力を得るなど、海域におけるより一層効果的・効率的な回収を推進します。

(3) 排出抑制

- 海洋ごみの発生源を意識した啓発強化や、レジ袋有料化・テイクアウト需要の増加に伴うプラスチック容器等のポイ捨て防止、及び不織布マスクやたばこのフィルター等、プラスチックとの認識がなく捨てられる製品に対する周知啓発に取り組めます。
- 農業・漁業等の関係団体と連携し、資材等の管理徹底を図り、海洋への流出防止に取り組めます。

(4) リサイクル

- 国のプラスチック資源循環施策等を踏まえ、容器包装等のリサイクルが進むよう市町村における分別回収等の取組みを後押しするとともに、リサイクルしやすい素材や代替素材の利用を促進します。また、リサイクル製品の認証制度等の支援策について更なる周知を図ります。
- 回収したプラスチックは、可能なものはプラスチックの原料として再利用し、困難なものについては油化や熱回収（RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel：古紙及び廃プラスチック固形燃料）の原料やセメント原燃料）などに活用されるよう取り組めます。

第6節 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、庁内関係部局が連携して本県の循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

(2) 計画の進行管理

- 本計画を着実に推進するため、廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等や、施策・事業の状況について把握するとともに、その結果を広く県民に情報提供します。